

令和 7 年 2 月 17 日

# 令和 7 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広 島 県

## 令和7年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和7年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和7年度広島県証紙等特別会計予算	23
県第3号	令和7年度広島県管理事務費特別会計予算	26
県第4号	令和7年度広島県公債管理特別会計予算	29
県第5号	令和7年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	33
県第6号	令和7年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	36
県第7号	令和7年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算	39
県第8号	令和7年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	43
県第9号	令和7年度広島県水産振興資金特別会計予算	46
県第10号	令和7年度広島県県営林事業費特別会計予算	49
県第11号	令和7年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	52
県第12号	令和7年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	57
県第13号	令和7年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	62
県第14号	令和7年度広島県土地造成事業会計予算	65
県第15号	令和7年度広島県流域下水道事業会計予算	68

県第 1号議案

令和 7 年度広島県一般会計予算

令和 7 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,089,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		352,733,040
	1 県民税	110,546,000
	2 事業税	115,888,000
	3 地方消費税	56,000,000
	4 不動産取得税	8,003,000
	5 県たばこ税	2,979,000
	6 ゴルフ場利用税	682,000
	7 軽油引取税	22,113,000
	8 自動車税	35,897,000
	9 鉦区税	4,000
	10 狩猟税	26,000
	11 産業廃棄物埋立税	595,000
	12 旧法による税	40
2 地方消費税清算金		145,132,000
	1 地方消費税清算金	145,132,000
3 地方譲与税		60,255,759
	1 特別法人事業譲与税	56,985,000
	2 地方揮発油譲与税	2,643,000
	3 石油ガス譲与税	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
	4 自動車重量譲与税	382,000
	5 森林環境譲与税	136,759
	6 航空機燃料譲与税	9,000
4 地方特例交付金		1,404,000
	1 地方特例交付金	1,404,000
5 地方交付税		186,045,000
	1 地方交付税	186,045,000
6 交通安全対策特別交付金		400,000
	1 交通安全対策特別交付金	400,000
7 分担金及び負担金		6,649,442
	1 分担金	415,231
	2 負担金	6,234,211
8 使用料及び手数料		9,379,376
	1 使用料	5,469,307
	2 手数料	3,910,069
9 国庫支出金		104,400,940
	1 国庫負担金	56,258,556
	2 国庫補助金	42,678,421
	3 委託金	5,463,963
10 財産収入		1,495,712
	1 財産運用収入	1,210,833

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 財産売却収入	284,879
11 寄附金		102,055
	1 寄附金	102,055
12 繰入金		64,596,682
	1 特別会計繰入金	4,243,501
	2 基金繰入金	60,353,181
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		84,317,493
	1 延滞金、加算金及び過料等	455,719
	2 県預金利子	150,391
	3 貸付金元利収入	70,064,477
	4 受託事業収入	1,844,454
	5 収益事業収入	4,502,878
	6 雑入	7,299,574
15 県債		72,918,500
	1 県債	72,918,500
歳 入 合 計		1,089,830,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,132,877
	1 議会費	2,132,877
2 総務費		67,178,846
	1 総務管理費	31,398,266
	2 企画費	9,105,716
	3 地域振興費	7,222,413
	4 徴税費	9,425,108
	5 選挙費	2,854,134
	6 防災費	4,238,038
	7 統計調査費	2,512,157
	8 人事委員会費	201,293
	9 監査委員費	221,721
3 民生費		142,936,182
	1 社会福祉費	106,840,437
	2 児童福祉費	35,607,342
	3 生活保護費	329,573
	4 災害救助費	158,830
4 衛生費		96,108,523
	1 公衆衛生費	67,434,468

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境衛生費	925,070
	3 環境保全費	4,948,034
	4 保健所費	1,646,631
	5 医薬費	21,154,320
5 労働費		3,967,147
	1 労政費	318,705
	2 職業訓練費	2,512,724
	3 雇用対策費	986,126
	4 労働委員会費	149,592
6 農林水産業費		30,978,676
	1 農業費	7,764,240
	2 畜産業費	1,733,584
	3 水産業費	2,736,842
	4 農地費	8,523,069
	5 林業費	10,220,941
7 商工費		84,539,018
	1 商業費	2,689,545
	2 工鉱業費	80,248,452
	3 観光費	1,601,021
8 土木費		96,346,706
	1 土木管理費	8,740,944

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	44,766,700
	3 河川海岸費	23,582,453
	4 港湾費	9,111,094
	5 都市計画費	7,638,181
	6 住宅費	1,070,793
	7 空港費	1,436,541
	9 警察費	
	1 警察管理費	62,626,510
	2 警察活動費	5,633,661
	10 教育費	
	1 教育総務費	31,068,511
	2 小学校費	56,298,504
	3 中学校費	31,144,419
	4 高等学校費	48,796,348
	5 特別支援学校費	17,506,499
	6 大学費	5,241,811
	7 社会教育費	1,693,233
	8 保健体育費	803,858
	11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費	3,057,981
	2 土木施設災害復旧費	4,580,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 公共施設災害復旧費	20,000
	4 教育施設災害復旧費	20,000
12 公債費		145,247,675
	1 公債費	145,247,675
13 諸支出金		151,503,015
	1 地方消費税清算金	49,563,000
	2 個人県民税所得割交付金	252,000
	3 利子割交付金	433,000
	4 配当割交付金	2,992,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	4,437,000
	6 法人事業税交付金	8,233,000
	7 地方消費税交付金	78,195,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	478,000
	9 自動車取得税交付金	15
	10 環境性能割交付金	1,744,000
	11 軽油引取税交付金	5,176,000
14 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳 出 合 計		1,089,830,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)	
事 項	期 間	限 度	額
令和7年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和7年度から 令和17年度まで	元金1,177,000,000千円及びこれに対する利子相当額	
地方機関庁舎耐震化等整備事業	令和8年度		266,742
地方事務所整備事業	令和8年度		763,152
農業技術センター果樹研究部施設建替事業	令和8年度		59,525
自動車税及び個人事業税納税通知書作成等業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで		59,712
広島県鉱工業生産動態統計調査	令和8年度から 令和9年度まで		4,440
県民文化センター管理運営費	令和8年度		487,196
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和8年度から 令和9年度まで		390,000
生活排水処理対策推進事業	令和11年度から 令和47年度まで		12,097
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和8年度から 令和16年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給	利子補給限度額 19,657
民生行政情報データベースシステム更新事業	令和8年度から 令和13年度まで		159,524
広島県医師育成奨学金事業	令和8年度から 令和13年度まで		288,000
広島県救急搬送支援システム構築事業	令和8年度から 令和10年度まで		125,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設内訓練民間活力導入事業	令和 8 年 度	49,415
離転職者委託訓練事業	令和 8 年 度	129,640
障害者就職支援事業	令和 8 年 度	440
奨学金返済支援事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	40,492
大学生等県内就職促進事業	令和 8 年 度	21,200
ひろしまの食の魅力向上事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	14,400
新事業展開等支援事業	令和 8 年 度	13,750
広島県信用保証協会の損失補償	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 23 年 7 月 31 日まで	300,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 18 年 7 月 31 日まで	65,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令和 7 年 度	300,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	80,500
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	458,200
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度から 令和 25 年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 52,768
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度から 令和 17 年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 13,657

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業経営改善促進資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度 から 令和 11 年度 まで	農業経営改善促進資金の融資に対し年 1.875パーセントの範囲内 で行う利子補給 利子補給限度額 1,189
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度 から 令和 28 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 128,346
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度 から 令和 18 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセントの 範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,356
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に 対する利子補給	令和 8 年度 から 令和 28 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.1パーセントの範囲 内で行う利子補給 利子補給限度額 17,071
高畑池外 8 地区溜池緊急整備事業	令和 8 年 度	302,000
八日谷 1 期外 2 地区基幹水利施設補修事業	令和 8 年 度	180,000
すだれ外 10 地区圃場整備事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,222,000
備北南部 2 期地区広域営農団地農道整備事業	令和 8 年 度	100,000
安芸灘 3 期地区基幹農道整備事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,458,000
ゴマ石長地区海岸保全施設等維持補修事業	令和 8 年 度	15,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	620
砂池外 6 地区溜池等整備事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	910,000
広島県緑化センター長寿命化対策事業	令和 8 年 度	94,692
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定 資金の融資に対する利子補給	令和 8 年度 から 令和 37 年度 まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年 1.3パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 1,430

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
井西谷外2工区育成林整備事業	令和8年度	87,000
高暮外4工区森林居住環境整備事業	令和8年度	78,000
仮谷外33地区山地治山事業	令和8年度	224,000
第三種漁港草津漁港漁港改修費	令和8年度	262,500
漁港事業(単独)	令和8年度	100,000
漁港維持管理業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	4,400
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和8年度から 令和11年度まで	830,000
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	18,028,000
一般国道186号道路災害防除事業	令和8年度	230,000
一般国道186号道路災害防除事業交付金事業	令和8年度	50,000
一般国道261号道路災害防除事業	令和8年度から 令和9年度まで	500,000
一般国道433号道路災害防除事業	令和8年度から 令和9年度まで	240,000
一般国道487号道路災害防除事業	令和8年度から 令和10年度まで	3,850,000
主要地方道東広島白木線道路災害防除事業	令和8年度から 令和10年度まで	250,000
一般県道吉川西条線道路災害防除事業	令和8年度から 令和10年度まで	190,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般県道豊浜蒲刈線道路災害防除事業	令和 8 年度 から 令和 11 年度 まで	415,000
一般県道中野駅家線道路災害防除事業	令和 8 年 度	50,000
一般県道福田戸手線道路災害防除事業	令和 8 年 度	50,000
一般国道184号道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 10 年度 まで	2,300,000
一般国道185号道路改良事業	令和 8 年 度	300,000
一般国道432号道路改良事業	令和 8 年 度	130,000
一般国道433号道路改良事業	令和 8 年 度	280,000
一般国道488号道路改良事業	令和 8 年 度	80,000
主要地方道吉舎油木線道路改良事業	令和 8 年 度	130,000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 9 年度 まで	2,750,000
主要地方道瀬野川福富本郷線道路改良事業	令和 8 年 度	20,000
主要地方道鞆松永線道路改良事業	令和 8 年 度	120,000
主要地方道尾道三原線道路改良事業	令和 8 年 度	20,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 9 年度 まで	2,720,000
一般県道三次江津線道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 11 年度 まで	2,000,000
一般県道三原本郷線道路改良事業	令和 8 年 度	20,000
一般県道尾道新市線道路改良事業	令和 8 年 度	20,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般県道広島海田線道路改良事業	令和7年度から 令和9年度まで	605,000
一般県道坂小屋浦線道路改良事業	令和8年度から 令和11年度まで	2,650,000
一般県道熊野瀬戸線道路改良事業	令和8年度	620,000
一般県道三谷神辺線道路改良事業	令和8年度	120,000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令和8年度	330,000
一般県道廿日市環状線道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	750,000
一般国道486号交通安全施設等整備事業	令和8年度	140,000
道路事業（単独）	令和8年度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	695,000
道路維持管理業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,228,000
一級河川国兼川河川改修費	令和8年度	50,000
一級河川志路原川河川改修費	令和8年度	30,000
一級河川才町川河川改修費	令和8年度	30,000
一級河川多治比川河川改修費	令和8年度	250,000
一級河川三篠川河川改修費	令和8年度	50,000
一級河川西城川河川改修費	令和8年度	50,000
二級河川堺川河川改修費	令和8年度	250,000
二級河川中畑川河川改修費	令和8年度	200,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
二級河川沼田川河川改修費	令和 8 年 度	100,000
二級河川入野川河川改修費	令和 8 年 度	80,000
二級河川永慶寺川河川改修費	令和 8 年 度	50,000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令和 8 年 度	60,000
二級河川本川河川改修費	令和 8 年 度	250,000
二級河川手城川河川改修費	令和 8 年 度	100,000
二級河川尾崎川河川改修費	令和 8 年 度	40,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和 8 年 度	100,000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和 8 年 度	100,000
二級河川瀬野川高潮対策事業	令和 8 年 度	30,000
二級河川藤井川高潮対策事業	令和 8 年 度	50,000
魚切ダム堰堤改良事業	令和 8 年 度	150,000
福富ダム堰堤改良事業	令和 8 年 度	200,000
御調ダム堰堤改良事業	令和 8 年 度	220,000
河川事業（単独）	令和 8 年 度	500,000
河道浚渫事業	令和 8 年 度	400,000
護岸等修繕事業	令和 8 年 度	180,000
河川維持管理業務委託事業	令和 8 年 度 から 令和 9 年 度 まで	180,000
青影川通常砂防事業	令和 8 年 度	33,000
赤石川通常砂防事業	令和 8 年 度	20,000
秋月川通常砂防事業	令和 8 年 度	50,000
後山川通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
在屋川通常砂防事業	令和 8 年 度	10,000
有地川通常砂防事業	令和 8 年 度	10,000
市場川（庄原）通常砂防事業	令和 8 年 度	30,000
宇根川・笠岩川2通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
梅木川支川通常砂防事業	令和 8 年 度	70,000
大谷川通常砂防事業	令和 8 年 度	10,000
大広川通常砂防事業	令和 8 年 度	30,000
学恩寺川通常砂防事業	令和 8 年 度	100,000
陰平川通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
蚊無中西谷通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
賀茂川支川33通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
木地山川通常砂防事業	令和 8 年 度	5,000
小僧津川通常砂防事業	令和 8 年 度	30,000
小原川通常砂防事業	令和 8 年 度	20,000
清水川通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
瀬野川支川51通常砂防事業	令和 8 年 度	50,000
高猿川通常砂防事業	令和 8 年 度	35,000
田ノ浦下南谷通常砂防事業	令和 8 年 度	50,000
丹屋奥谷西川通常砂防事業	令和 8 年 度	40,000
天井川支川6通常砂防事業	令和 8 年 度	20,000
天井川支川6隣通常砂防事業	令和 8 年 度	20,000
天神川通常砂防事業	令和 8 年 度	60,000
中小坪川通常砂防事業	令和 8 年 度	20,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西父木野川支川3通常砂防事業	令和8年度	60,000
西成藤川通常砂防事業	令和8年度	10,000
西ノ谷川通常砂防事業	令和8年度	50,000
西ノ谷川支川通常砂防事業	令和8年度	50,000
根谷川支川10通常砂防事業	令和8年度	30,000
根谷川支川100(99)通常砂防事業	令和8年度	20,000
東江の川通常砂防事業	令和8年度	30,000
火の山川通常砂防事業	令和8年度	10,000
弁財天川通常砂防事業	令和8年度	40,000
ボタ谷川通常砂防事業	令和8年度	40,000
皆賀川通常砂防事業	令和8年度	30,000
南下条川通常砂防事業	令和8年度	50,000
家下川2通常砂防事業	令和8年度	40,000
安川支川16通常砂防事業	令和8年度	50,000
大林町152地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	30,000
小歌島地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	45,000
上温品四丁目19地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	10,000
川手中地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	60,000
国信二丁目10地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	20,000
玖波五丁目2地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	10,000
地明地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	50,000
正明寺地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	10,000
神社北地区急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	60,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
町営住地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	20,000
土井ノ内 3 地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	60,000
長江地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	25,000
成木12地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	20,000
引野町地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	35,000
藤原4568地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	30,000
山崎地区（庄原市）急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	50,000
横尾 C 地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	10,000
横浜6244地区急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年 度	70,000
砂防事業（単独）	令和 8 年 度	250,000
砂防維持管理業務委託事業	令和 8 年 度 から 令和 9 年 度 まで	9,000
広島港海岸港湾海岸保全施設事業	令和 8 年 度	150,000
福山港海岸港湾海岸保全施設事業	令和 8 年 度	150,000
瀬戸田港海岸港湾海岸保全施設事業	令和 8 年 度	80,000
海岸維持管理業務委託事業	令和 8 年 度	22,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和 8 年 度	200,000
重要港湾福山港修築事業	令和 8 年 度	100,000
三高港地方港湾修築事業	令和 8 年 度	36,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令和 8 年 度	200,000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令和 8 年 度	100,000
鹿川港港整備交付金	令和 8 年 度	80,000
港湾事業（単独）	令和 8 年 度	390,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
港湾維持管理業務委託事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	111,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経 費	令和 8 年度 から 令和 11 年度 まで	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債 務保証	令和 7 年度 から 令和 11 年度 まで	1,500,000
広島市東部地区連続立体交差事業	令和 8 年 度	300,000
佐方線街路事業	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	900,000
街路事業（単独）	令和 8 年 度	200,000
広島県立びんご運動公園設備改修事業	令和 8 年 度	52,500
公園事業（単独）	令和 8 年 度	31,500
建築基準法等施行費	令和 8 年 度	6,695
広島空港関連施設等管理費	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	94,710
土木施設災害復旧事業	令和 8 年 度	600,000
（仮称）警察本部別館基町庁舎建替等整備事業	令和 8 年 度	286,806
免許事務費	令和 8 年 度	402,806
県立学校施設整備事業	令和 8 年 度	3,160,850
県立特別支援学校通学対策事業	令和 7 年度 から 令和 12 年度 まで	297,875

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
監査充実強化事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	28,720

## 第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	24,065,500	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	1,639,000	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	125,000	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,650,800	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	294,700	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	9,900	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	4,699,500	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	21,700	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	111,600	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	649,100	同上	同上	同上
医療施設整備事業	116,900	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	391,400	同上	同上	同上
高等技術専門校整備事業	111,700	同上	同上	同上
漁港改良事業	78,500	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	887,500	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	40,400	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,092,100	同上	同上	同上
交番・駐在所庁舎建設事業	127,500	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	1,432,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
警察施設整備事業	435,200	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	8,200	同上	同上	同上
公園整備事業	55,200	同上	同上	同上
防災対策事業	19,643,600	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	9,601,600	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	3,704,500	同上	同上	同上
デジタル活用推進事業	72,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	964,800	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	887,500	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	同上	同上
合 計	72,918,500			

県第 2号議案

令和 7 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 7 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,250,415千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		26,000
	1 証紙収入	25,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		3,224,415
	1 証紙代金収納計器収入	3,224,414
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		3,250,415

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙繰出金		26,000
	1 証紙繰出金	26,000
2 証紙代金収納計器繰出金		3,224,415
	1 証紙代金収納計器繰出金	3,224,415
歳 出 合 計		3,250,415

県第 3号議案

令和 7 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 7 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 699,967千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		699,967
	1 繰越金	1
	2 諸収入	699,966
歳 入 合 計		699,967

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費		699,967
	1 用品調達費	497,914
	2 通信管理費	202,053
歳 出 合 計		699,967

県第 4号議案

令和 7 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 7 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 286,888,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		286,888,176
	1 財産収入	1,397,352
	2 繰入金	194,279,824
	3 県債	91,211,000
歳 入 合 計		286,888,176

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 公債管理費			286,888,176
	1 公債管理費		286,888,176
歳 出 合 計			286,888,176

## 第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	90,400,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換	811,000	同上	同上	同上
合 計	91,211,000			

県第 5号議案

令和7年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 299,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		299,223
	1 繰入金	3,452
	2 繰越金	155,299
	3 諸収入	140,472
歳 入 合 計		299,223

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 母子・父子・寡婦福祉資金		299,223	
	1 母子・父子・寡婦福祉費	299,223	
歳 出 合 計		299,223	

県第 6号議案

令和 7 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 7 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,577,217千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		224,577,217
	1 分担金及び負担金	71,107,860
	2 国庫支出金	61,163,345
	3 前期高齢者交付金	77,980,776
	4 共同事業交付金	448,388
	5 出産育児交付金	5,468
	6 財産収入	8,544
	7 繰入金	13,566,938
	8 繰越金	295,898
歳 入 合 計		224,577,217

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		224,577,217
	1 総務費	7,251
	2 国民健康保険運営費	224,386,421
	3 保健事業費	175,000
	4 基金積立金	8,544
	5 諸支出金	1
歳 出 合 計		224,577,217

県第 7号議案

令和 7 年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算

令和 7 年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56,651,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資金貸付事業収入		56,651,174
	1 繰入金	6,500,000
	2 諸収入	23,803,274
	3 県債	26,347,900
歳 入 合 計		56,651,174

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資金貸付事業費		56,651,174
	1 貸付金	50,576,900
	2 公債費	2,031,622
	3 繰出金	4,042,652
歳 出 合 計		56,651,174

## 第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構資金貸付事業	26,347,900	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	26,347,900			

県第 8号議案

令和 7 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 7 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 675,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		675,299
	1 繰入金	27,738
	2 繰越金	9,250
	3 諸収入	638,311
歳 入 合 計		675,299

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金		675,299
	1 貸付金	27,737
	2 諸支出金	647,562
歳 出 合 計		675,299

県第 9号議案

令和 7 年度広島県水産振興資金特別会計予算

令和 7 年度広島県水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		1,161
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,158
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		1,161

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 沿岸漁業改善資金		1,161	
	1 沿岸漁業改善資金	1,161	
歳 出 合 計		1,161	

県第10号議案

令和7年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和7年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 556,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		556,436
	1 国庫支出金	66,166
	2 財産収入	334,450
	3 繰入金	103,840
	4 繰越金	50,000
	5 諸収入	1,980
歳 入 合 計		556,436

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 県営林事業費			556,436
	1 県営林事業費		556,436
歳 出 合 計			556,436

令和7年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和7年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,386,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		9,386,495
	1 分担金及び負担金	18,967
	2 使用料及び手数料	2,326,630
	3 財産収入	1,143,220
	4 繰越金	1
	5 諸収入	908,077
	6 県債	4,989,600
歳 入 合 計		9,386,495

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 港湾特別整備事業費			9,386,495
	1	公債費	4,454,965
	2	広島港費	3,399,884
	3	福山港費	423,202
	4	尾道糸崎港費	61,394
	5	諸支出金	1,025,195
	6	漁港費	21,855
歳 出 合 計			9,386,495

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
広島港出島地区臨海土地造成事業	令和8年度		490,000
広島港出島地区荷役機械整備事業	令和7年度から 令和8年度まで		50,000

## 第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	4,989,600			
広島港整備事業	4,125,900	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	459,200	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	177,600	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	226,900	同上	同上	同上
合 計	4,989,600			

令和7年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和7年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,531,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		6,531,773
	1 使用料及び手数料	2,746,191
	2 国庫支出金	1,149,839
	3 財産収入	19,648
	4 繰入金	1,289,479
	5 繰越金	24,609
	6 諸収入	2,407
	7 県債	1,299,600
歳 入 合 計		6,531,773

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		5,645,333
	1 県営住宅事業費	5,645,333
2 公債費		886,440
	1 公債費	886,440
歳 出 合 計		6,531,773

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限	度	額
住宅改修事業		令和7年度から				4,629
		令和8年度まで				
住宅建設事業		令和7年度から				5,098,548
		令和9年度まで				

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	1,299,600	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	1,299,600			

県第13号議案

令和7年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和7年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 671,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		671,035
	1 繰越金	419,792
	2 諸収入	251,243
歳 入 合 計		671,035

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 高等学校等奨学金		671,035	
	1 高等学校等奨学金	671,035	
歳 出 合 計		671,035	

令和7年度広島県土地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土 地 造 成 事 業

土 地 造 成 事 業 費	395,908 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	162,408 千円
安 浦 地 区 土 地 造 成	16,500 千円
入 野 地 区 土 地 造 成	122,000 千円
開 発 整 備 推 進	95,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金 500千円を借り入れる。

収 入

第1款 土 地 造 成 事 業 収 益	59,709 千円
第1項 営 業 収 益	1 千円
第2項 営 業 外 収 益	59,708 千円

支 出

第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	351,019 千円
第1項 営 業 費 用	265,064 千円
第2項 営 業 外 費 用	84,955 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	509,510 千円
---------------	------------

第1項	企	業	債	122,000 千円
第2項	出	資	金	387,509 千円
第3項	関	連	収 入	1 千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	404,108 千円	
第1項	土	地	造	成	費	395,908 千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	8,200 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
入 野 地 区 土 地 造 成 事 業	令 和 8 年 度	149,305 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 土地造成等資金に充てるため。

限 度 額 122,000千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 86,793 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

地区別	区分	種類	名称	数量	処分の態様	所在地
箕島地区		土地	宅地	87,265 m <sup>2</sup>	売却	福山市箕沖町

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和7年度広島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	9市町
(2) 年間総処理水量	77,051,500 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	211,100 m <sup>3</sup>
(4) 建設改良事業	
太田川流域下水道建設事業	1,071,495千円
芦田川流域下水道建設事業	2,080,084千円
沼田川流域下水道建設事業	200,464千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流域下水道事業収益		10,557,247千円
第1項 営業収益		7,028,718千円
第2項 営業外収益		3,525,843千円
第3項 特別利益		2,686千円
	支 出	
第1款 流域下水道事業費用		10,546,280千円
第1項 営業費用		10,343,359千円
第2項 営業外費用		184,191千円
第3項 特別損失		15,730千円
第4項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 843,947千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,107千円、過年度分損益勘定留保資金 604,968千円及び当年度分損益勘定留保資金 229,872千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		3,614,140 千円
第1項	企 業 債	907,800 千円	
第2項	補 助 金	1,950,434 千円	
第3項	工 事 負 担 金	755,905 千円	
第4項	関 連 収 入	1 千円	
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		4,458,087 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,352,043 千円	
第2項	企 業 債 償 還 金	1,106,044 千円	

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,425,394 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,489,877 千円
沼田川流域下水道建設事業	令和8年度から 令和9年度まで	72,597 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 907,800千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部

の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 242,320 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,266,166千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦